令和９年度
こども園入園にかかる認定申請の受付について

令和９年４月からこども園に入園する際に必要な「認定証」の発行にかかる申請を受け付けます。
入園を希望される場合は、受付期間中に申請書及び添付書類をご提出ください。（仕事の都合等で他市町の認定こども園等に入園を希望される方は、役場福祉係窓口にご相談ください。）

【募集児童の年齢及び定員】　※令和９年４月１日時点の年齢です。

１号・新２号…幼稚園入園児童　２号…３歳以上の保育園入園児　３号…３歳未満の保育園入園児

◇定　員（認定こども園　こどもの杜）

０歳…５名　　１歳…１０名　　２歳…１２名　　３歳…１６名（１号…３名、２号…１３名）

４歳…１７名（１号…２名、２号…１５名）　　５歳…１７名（１号…２名、２号…１５名）

【入園の資格】

◇１号認定（教育標準時間認定）の場合…事由不問

◇新２号認定（教育標準時間認定＋施設利用給付認定）の場合

①保護者が就労しているため。

保護者それぞれが就労しており、どちらかの就労時間が月１２０時間以上、どちらかの就労時間が月６４時間以上の場合。

②保護者自身に病気や障がいがあり、子の監護が難しい場合。

③同居親族の介護のため。　④就労に係る就学や職業訓練のため。

⑤求職活動、起業準備のため（期限有）。　⑥妊娠や出産のため（期限有）。

⑦子に対し虐待やＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）の恐れがある場合。

※幼児教育・保育の無償化制度により新設された認定区分です。詳細は別紙をご覧ください。

◇２号・３号認定（保育認定）の場合

※「標準時間」と「短時間」の２つの認定種類があります。保育時間や利用料に違いがあります。

①保護者が就労しているため。

保護者それぞれの就労時間が月１２０時間を超える場合は「標準時間」、どちらかの就労時間が月６４時間以上１２０時間未満の場合は「短時間」の認定となります。

②保護者自身に病気や障がいがあり、子の監護が難しい場合。

③同居親族の介護のため。　④就労に係る就学や職業訓練のため。

⑤求職活動、起業準備のため（期限有）。　⑥妊娠や出産のため（期限有）。

⑦子に対し虐待やＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）の恐れがある場合。

【登園時間】

◇平日・土曜日　８時３０分 ～

【降園時間】

◇１号・新２号…１４時００分　◇２号・３号…標準時間１８時３０分、短時間…１７時００分

【登録保育】※無料

◇朝　１号 ～ ３号共通（新２号を含みます）　７時３０分 ～　８時３０分

◇夕方　２・３号の標準時間認定のみ　１７時００分 ～ １８時３０分

【預かり・延長保育】※有料

◇１号・新２号…　１４：００ ～ １７：００

◇２・３号（標準時間）…１８：３０ ～ １９：００　（短時間）…１７：００ ～ １７：３０

【申請書受付期間】

◇令和８年１１月４日（水）～ 令和８年１２月１１日（金）

※令和９年度４月の利用に向けた認定事務が集中するため審査に時間を要することから、審査結果は１月

にお知らせします。

【申請書の備付場所及び受付場所】

◇津別町役場　保健福祉課福祉係６番窓口　　８時３０分 ～ １７時１５分（１２時～１３時除く）

◇認定こども園　こどもの杜　　月 ～ 金　　７時３０分 ～ １８時００分

土　　７時３０分 ～ １２時３０分

【申請時に必要な添付書類】

※添付書類を含め必要書類が揃わない場合、受付、書類の預かりはできません。

◇１号（幼稚園）での認定を希望する場合

①勤務（就労）証明書　（生計の主となっている保護者の方の証明をもらってください）

◇新２号（幼稚園）での認定を希望する場合

①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第 30 条の 4 第 2 号・3 号）

※本申請書類には添付しておりません。役場 保健福祉課福祉係６番窓口にて申請書をもらってください。

②就労証明書　（父母、及び家計の主宰者が父母以外の場合、その者の分も提出）

※２人以上の児童の申請の場合、各１枚提出。不足の場合はコピーして使用してください。

③申立書…就労以外で児童を監護できない理由がある場合に添付書類とともに提出が必要。

◇２号・３号（保育園）での認定を希望する場合

①就労証明書　（父母、及び家計の主宰者が父母以外の場合、その者の分も提出）

※２人以上の児童の申請の場合、各１枚提出。不足の場合はコピーして使用してください。

②申立書…就労以外で児童を監護できない理由がある場合に添付書類とともに提出が必要。

※「家計の主宰者」について

父母が、他の同居家族（祖父母など）の扶養親族（地方税法上）である場合や、扶養親族に該当となる程度の収入（103 万円以下）の場合は、家計の主宰者が他の同居家族となる場合があります。この場合、利用料の判定は、家計の主宰者である他の同居家族の市町村民税所得割を勘案します。

【利用料】令和８年１１月４日現在　※制度の改正により変更になる場合あり

１号・新２号		２・３号	２号		３号	
階層区分	利用額（円）	階層区分	標準（円）	短時間（円）	標準（円）	短時間（円）
第１　生活保護	0	第１　生活保護	0	0	0	0
第２　市町村民税非課税世帯及び所得割非課税世帯	0	第２　市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
第３　市町村民税　所得割 77,101 円未満	0	第３　市町村民税　所得割 48,600 円未満	0	0	11,700 [5,350]	11,400 [5,200]
第４　市町村民税　所得割 211,201 円未満	0	第４　市町村民税　所得割 97,000 円未満	0	0	18,000 [5,400]	17,600 [5,200]
第５　市町村民税　所得割 211,201 円以上	0	第５　市町村民税　所得割 169,000 円未満	0	0	26,700	26,100
■令和８年度中に３歳になった場合、３号は２号へ区分変更となりますが、利用料は無償となりません。（３号区分の利用料の適用となります。） ■４～８月は令和７年度町民税所得割、９～３月分は令和８年度町民税所得割を基に保育料を算定します。		第６　市町村民税　所得割 301,000 円未満	0	0	36,600	35,800
		第７　市町村民税　所得割 397,000 円未満	0	0	40,000	39,200
		第８　市町村民税　所得割 397,000 円以上	0	0	45,000	44,100

1）［　］内は、ひとり親世帯、在宅障がい児・者（手帳保持）のいる世帯等の額。
2） 多子軽減　　５階層以下の世帯の第２子以降の児童は「０円」となります。
3） 多子軽減　　小学校６年生までの児童がおり、こども園へ入園する児童が第２子の場合は、上記金額の半額、第３子の場合は「０円」となります（所得３６０万円以下及びひとり親等世帯は「小学校６年生までの児童」を撤廃）。

【その他】

・審査により希望する認定区分とならない場合があります。

【新２号認定について】

幼児教育・保育の無償化制度により新設された認定区分です。
幼稚園（教育標準時間認定）を利用しながら、預かり保育の利用料が無償となります。
利用料の無償化が受けられる金額は、最大で月額 12,300 円（日額 490 円）までです。

【利用料の無償化イメージ】令和８年１１月４日現在　※制度の改正により変更になる場合あり

預かり保育 利用日数	預かり保育 利用時間	無償化の対象額 日額 490 円×利用日数	※認定こども園 こどもの杜の場合	
			通常の預かり保育料 （１号認定の場合）	保護者負担額 （新２号認定の場合）
※例 10 日	3時間／日	4,900 円 （ 490 円 × 10 日 ）	4,000 円	0 円
10 日	6時間／日	4,900 円 （ 490 円 × 10 日 ）	8,000 円	3,100 円
15 日	3時間／日	7,350 円 （ 490 円 × 15 日 ）	6,000 円	0 円
15 日	6時間／日	7,350 円 （ 490 円 × 15 日 ）	12,000 円	4,650 円
20 日	3時間／日	9,200 円 （ 490 円 × 20 日 ）	8,000 円	0 円
20 日	6時間／日	9,200 円 （ 490 円 × 20 日 ）	16,000 円	6,800 円

◇新２号認定に関するＱ＆Ａ

Ｑ１．対象となる子どもの年齢は？

Ａ１．１号認定と同様、３歳から５歳のお子さんが対象となります。

Ｑ２．２号認定（保育認定）とは何が違うの？

Ａ２．１号認定と同様、教育標準時間での認定となるため、保育カリキュラムの「お昼寝」の時間がありません。お昼寝が苦手など、お子さんの状態に合わせて利用することができます。

Ｑ３．申請の方法は？

Ａ３．１号認定や２・３号認定の申請の際にご提出いただく「施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書」のほか、「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第 30 条の 4 第 2 号・第 3 号）」の提出が必要となります（申請書は、役場 保健福祉課福祉係６番窓口にあります）。

申請書をご提出の際、保護者それぞれの「勤務（就労）証明書」、個人番号利用同意書、申立書（※就労以外でお子さんを監護できない場合に、添付書類とともに提出が必要）も併せてご提出いただく必要があります。詳しくは、役場 保健福祉課福祉係または認定こども園へお問い合わせください。

お問い合わせは

役場　保健福祉課　福祉係
７７－８３８１（直通）